



臨時代理議決

平成30年2月1日

第1号議案

平成30年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

平成30年2月6日

教育長 橋本 幸三



別 紙

平成30年2月府議会定例会の議決を経るべき 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成30年1月29日付け30財第10号で意見を求められました平成30年2月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 内 容

- (1) 平成30年度京都府一般会計予算
異議ありません。
- (2) 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人との支え合う社会づくり条例制定の件
異議ありません。
- (3) 京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件
異議ありません。
- (4) 京都府旅費条例一部改正の件
異議ありません。
- (5) 管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- (6) 京都府公告式条例一部改正の件
異議ありません。
- (7) 青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- (8) 平成29年度京都府一般会計補正予算（第9号）
異議ありません。

平成30年 月 日
京都府議会定例会議案(その1)

平成30年 2月 京都府議定会定例会議案(その1) 目次

第1号議案	平成30年度京都府一般会計予算	1
第2号議案	平成30年度京都府営林事業特別会計予算	19
第3号議案	平成30年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	21
第4号議案	平成30年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計予算	23
第5号議案	平成30年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算	25
第6号議案	平成30年度京都府収益事業特別会計予算	29
第7号議案	平成30年度京都府地域開発事業特別会計予算	31
第8号議案	平成30年度京都府公共用地先行取得事業特別会計予算	33
第9号議案	平成30年度京都府流域下水道事業特別会計予算	35
第10号議案	平成30年度京都府港湾事業特別会計予算	39
第11号議案	平成30年度京都府公債費特別会計予算	41
第12号議案	平成30年度京都府国民健康保険事業特別会計予算	45
第13号議案	平成30年度京都府電気事業会計予算	47
第14号議案	平成30年度京都府水道事業会計予算	51
第15号議案	平成30年度京都府病院事業会計予算	55
第16号議案	平成30年度京都府工業用水道事業会計予算	59
第17号議案	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	63
第18号議案	言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となしあいが支え合う社会づくり条例制定の件	67

第19号議案	京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例制定の件	75
第20号議案	京都府森林水源地域の保全等に関する条例制定の件	85
第21号議案	京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件	95
第22号議案	京都府旅費条例一部改正の件	97
第23号議案	京都府知事及び副知事の給与の特例に関する条例一部改正の件	99
第24号議案	管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件	101
第25号議案	京都府公告式条例一部改正の件	103
第26号議案	京都府手数料徴収条例一部改正の件	105
第27号議案	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	107
第28号議案	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件	109
第29号議案	京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例一部改正の件	113
第30号議案	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例一部改正の件	115
第31号議案	都市公園法に基づき都市公園の設置等の基準に関する条例一部改正の件	117
第32号議案	舞鶴港および宮津港の臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例一部改正の件	119
第33号議案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び建築基準法施行条例一部改正の件	121
第34号議案	介護保険法に基づき指定居宅介護支援の事業の人員等の基準等に関する条例廃止の件	123
第35号議案	包括外部監査契約締結の件	125
第36号議案	財産出資の件	127
第37号議案	財産無償貸付けの件(全国手話研修センター用地)	129
第38号議案	財産無償貸付けの件(けいはんなオーブンインノベーションセンター)	131
第39号議案	指定管理者指定の件(青少年海洋センター)	133

第40号議案	指定管理者指定の件（城南勤労者福祉会館）	135
第41号議案	指定管理者指定の件（山城勤労者福祉会館）	137
第42号議案	指定管理者指定の件（口丹波勤労者福祉会館）	139
第43号議案	指定管理者指定の件（中丹勤労者福祉会館）	141
第44号議案	指定管理者指定の件（丹後勤労者福祉会館）	143
第45号議案	指定管理者指定の件（準公営住宅広峯団地等）	145
第46号議案	京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件	147
第47号議案	京都府公立大学法人定款変更の件	149

第 1 号 議 案

平成30年度京都市一般会計予算

平成30年度京都市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ851,972,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(府 債)

第 3 条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表府債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(資金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月5日提出

京都府知事 山田 啓 二

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額	額
1 府	税		276,000,000
	1 府民税		94,110,641
	2 事業税		78,706,877
	3 地方消費税		48,832,965
	4 不動産取得税		8,944,198
	5 府たばこ税		2,518,530
	6 ゴルフ場利用税		775,040
	7 自動車取得税		3,429,847
	8 軽油引取税		13,766,462
	9 自動車税		24,788,607
	10 鉱区税		520
	11 狩猟税		19,508
	12 産業廃棄物税		106,658
	13 旧法による税		147

2	地方消費税清算金		95,840,000
1	地方消費税清算金		95,840,000
3	地方譲与税		42,824,000
1	地方法人特別譲与税		41,070,000
2	地方揮発油譲与税		1,659,000
3	石油ガス譲与税		94,000
4	地方道路譲与税		1,000
4	地方特例交付金		903,000
1	地方特例交付金		903,000
5	地方交付税		162,600,000
1	地方交付税		162,600,000
6	交通安全対策特別交付金		550,000
1	交通安全対策特別交付金		550,000
7	分担金及び負担金		1,343,293
1	分担金		74,257
2	負担金		1,269,036
8	使用料及び手数料		12,332,412
1	使用料		8,678,669
2	手数料		3,653,743
9	国庫支出金		63,660,894
1	国庫負担金		40,225,500

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

款	項	金額
	2 国庫補助金	21,716,634
	3 委託金	1,718,760
10 財産収入		1,381,195
	1 財産運用収入	1,023,664
	2 財産売却収入	357,531
11 寄附金		66,860
	1 寄附金	66,860
12 繰入金		5,471,764
	1 特別会計繰入金	718,381
	2 基金繰入金	4,753,383
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		83,786,582
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,395,037
	2 府預金利子	2,300
	3 貸付金元利収入	70,264,524
	4 受託事業収入	2,873,656
	5 収益事業収入	4,485,000
	6 利子割精算金収入	3
	7 雑収入	4,766,062

15 府	債		104,712,000
		1 府	債
			104,712,000
	歳入	合計	851,972,000

歳出

款	項	金額
1 議	会費	1,984,989
2 総務	1 議会費	1,984,989
	1 総務管理費	46,198,005
	2 企画費	23,605,758
	3 徴収費	7,297,016
	4 市町村振興費	9,353,616
	5 選挙費	3,331,063
	6 防災費	626,444
	7 統計調査費	982,054
	8 人事委員会費	641,672
	9 監査委員費	156,609
3 民生	208,773	
		154,659,700
	1 社会福祉社費	123,030,468
	2 児童福祉社費	27,685,617

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

款	項	金額
4 衛 生 費	3 生 活 保 護 費	3,892,416
	4 災 害 救 助 費	51,199
	1 公 衆 衛 生 費	23,688,805
	2 環 境 衛 生 費	7,779,657
	3 保 健 所 費	2,763,504
5 勞 働 費	4 医 藥 費	2,574,535
	5 環 境 對 策 費	7,247,361
		3,323,748
	1 勞 政 費	4,601,607
	2 雇 用 對 策 費	505,244
6 農 林 水 産 業 費	3 勞 働 委 員 会 費	3,936,526
		159,837
		19,169,458
	1 農 業 費	6,121,777
	2 茶 業 費	338,743
	3 畜 産 業 費	1,205,768
7 商 工 費	4 農 地 費	4,260,878
	5 林 業 費	6,160,748
	6 水 産 業 費	1,081,544
		73,284,989

1	商工業費	72,485,511
2	親光費	559,328
3	消費生活費	240,150
8	土木費	54,818,336
1	土木管理費	8,838,303
2	道路橋りょう費	15,844,697
3	河川海岸費	18,275,654
4	港湾費	2,147,685
5	都市計画費	4,695,867
6	公園費	1,712,432
7	住宅費	3,303,698
9	警察費	79,662,639
1	警察管理費	77,628,116
2	警察活動費	2,034,523
10	教育費	166,313,581
1	教育総務費	14,251,273
2	小学校費	34,210,193
3	中学校費	21,271,138
4	高等学校費	39,063,433
5	特別支援学校費	13,435,754
6	大学費	10,319,144

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

款	項	金額
11 災害復旧費	7 社会教育費	745,960
	8 文化財保護費	2,321,905
	9 保健体育費	840,370
	10 私学振興費	29,854,411
		3,071,505
	1 農林水産施設災害復旧費	317,077
	2 土木施設災害復旧費	2,754,428
		113,173,233
		113,173,233
		111,045,153
12 公債	1 公債	669,347
	2 府税交付金等	110,375,806
13 諸支出金		300,000
	1 予備費	300,000
14 予備費		851,972,000
	歳出合計	

事	項	期	間	限	度	額
平成30年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務						共同発行する地方債証券の元金1兆1,520億円及びその利息の合計額に相当する額

第2表 債務負担行為

平成30年度青少年海洋センター管理費	平成30年度から平成34年度まで	331,000
専用球技場整備費	平成30年度から平成31年度まで	430,000
アユモドキ生息環境保全対策費	平成30年度から平成31年度まで	57,000
北山文化環境ゾーン広場・プロムナード整備費	平成30年度から平成31年度まで	200,000
社会福祉事業推進費	平成30年度から平成31年度まで	3,000
京都市地域包括ケアアクションプラン事業費	平成30年度から平成31年度まで	70,000
介護保険制度基盤整備費	平成30年度から平成31年度まで	17,000
平成30年度労働者福祉対策資金融資制度損失補償金	平成30年度から平成40年度まで	労働者福祉対策資金融資の融資額6億6,000万円以内で一般社団法人日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことにより発生した代位弁済元金額で9,240万円以内の額
平成30年度城南労働者福祉会館管理費	平成30年度から平成32年度まで	27,000
平成30年度山城労働者福祉会館管理費	平成30年度から平成32年度まで	29,000
平成30年度口丹波労働者福祉会館管理費	平成30年度から平成32年度まで	33,000
平成30年度中丹労働者福祉会館管理費	平成30年度から平成32年度まで	31,000
平成30年度丹後労働者福祉会館管理費	平成30年度から平成32年度まで	22,000
平成30年度離職者等再就職訓練事業費	平成30年度から平成32年度まで	168,000

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

事	項	期	間	限	度	額
平成30年度	中小企業融資保証制度損失補填金	平成30年度から平成48年度まで		中小企業支那融資、経営あんしん融資、産業活力推進融資の融資額500億円以内で、信用保証協会がこの償還の保証を行ったことにより発生した代位弁済金額から中小企業雇用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に對して、産業活力推進融資（信用対策推進基金）において100分の100を、経営あんしん融資（信用対策推進基金）において100分の100を、産業活力推進融資（信用対策推進基金）及び産業活力推進融資（信用対策推進基金）と、経営あんしん融資（多角化、経営承継）において100分の80を、経営あんしん融資（中小企業下支え、産業活力推進融資（地域産業振興特区資金））及び産業活力推進融資（開業・経営承継支援基金）において100分の65を、中小企業支那融資において25を、産業活力推進融資（開業・経営承継支援基金）において100分の10をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額、	30,000	
平成30年度	公益財団法人京都産業21小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業損失補填金	平成30年度から平成39年度まで		経営あんしん融資（中小企業厚生支援基金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより発生した代位弁済金額から中小企業雇用保険法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に對して3分の1を乗じて得た額に相当する額	112,000	
平成30年度	計量検査業務委託費	平成30年度から平成32年度まで		金融機関から貸付けを受ける工業団地造成事業資金12億7,000万円及びその利子の合計額に相当する額	341,000	
平成30年度	京都府土地開発公社工業団地造成事業資金融資債務保証費	平成30年度から平成31年度まで		金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会から貸付けを受ける農地活用支援基金2億円の期間満了日をいう。において弁済できなかった元金合計額（遅延利息を含む。）に相当する額	100,000	
平成30年度	京都府土地開発公社公共用地等取得事業資金融資債務保証費	平成30年度から平成31年度まで		金融機関から貸付けを受ける公共用地等取得事業資金175億円及びその利子の合計額に相当する額		

平成30年度公共用地等取得事業費	平成30年度から平成40年度まで	9,360,000
平成30年度京都市道路公社有料道路運営資金等融資債務保証費	平成30年度から平成31年度まで	金銭債権から貸付けを受ける有料道路運営資金等213億円及びその利子の合計額に相当する額
平成30年度道路新設改良事業費	平成30年度から平成34年度まで	5,900,000
平成30年度橋りょう維持費	平成30年度から平成31年度まで	850,000
平成30年度橋りょう新設改良事業費	平成30年度から平成33年度まで	800,000
平成30年度河川改良事業費	平成30年度から平成32年度まで	1,369,000
平成30年度砂防事業費	平成30年度から平成31年度まで	200,000
平成30年度海岸保全費	平成30年度から平成31年度まで	50,000
平成30年度水防費	平成30年度から平成31年度まで	50,000
平成30年度ダム管理事務所費	平成30年度から平成31年度まで	31,000
平成30年度港湾建設事業費	平成30年度から平成31年度まで	294,000
平成30年度街路事業費	平成30年度から平成31年度まで	700,000
平成30年度準公営住宅広基団地等管理費	平成30年度から平成34年度まで	23,000
平成30年度河川等災害復旧事業費	平成30年度から平成31年度まで	300,000
平成30年度歴史的建造物等保存伝承事業費	平成30年度から平成31年度まで	297,000

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

第3表 府 債

起債の目的	限度額 ^{千円}	起債の方法	利率 [%]	償還の方法
専用球技場整備費	5,373,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
スポーツ拠点施設充実費	220,000			
文化庁移転施設整備費	108,000			
文化芸術施設整備費	105,000			
北山文化環境ゾーン広場・プロ ムナード整備費	100,000			
総合庁舎整備費	89,000			
こころのよさと京都の文化財 保護事業費	62,000			
アユモドキ生息環境保全対策費	59,000			
職員住宅対策事業費	12,000			
本庁庁舎老朽設備改修費	11,000			
府庁第3号館整備費	10,000			
JR奈良線複線化・高速化整備 事業費	1,640,000			
鉄道駅利便性向上整備事業費	206,000			

ウトロ地区住環境改善事業費	128,000			
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	105,000			
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	3,000			
市町村未来づくり交付金	1,000,000			
全国瞬時警報システム(J-ALERT)整備事業費	18,000			
民間社会福祉施設支援事業費	213,000			
京都市地域包括ケアセンター事業費	161,000			
洛南察整備費	58,000			
国民健康保険直営診療施設整備助成費	50,000			
障害者施設整備助成費	6,000			
児童福祉推進費	57,000			
保健環境研究所整備費	970,000			
ふるさとの水確保対策事業費	145,000			
中丹東保健所整備費	199,000			
看護学校施設整備費	6,000			

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域ス마트エレクトロニクス推進事業費	100,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
勤労者福祉会館整備費	3,000			
高等技術専門校設備等整備事業費	15,000			
京都農業経営強化事業費	64,000			
京・力農揚づくり事業費	55,000			
京の園芸スナージャップ事業費	18,000			
農業生産総合対策事業費	17,000			
農林水産技術センター整備費	3,000			
「丹後王国」食と文化・観光の拠点づくり事業費	1,000			
茶業研究所機能強化事業費	88,000			
京都酪農「牛づくり・草づくり」事業費	2,000			
農業基盤整備事業費	491,000			
国直轄農業基盤整備事業費負担金	224,000			
治山事業費	796,000			
造林事業費	165,000			

林道事業費	10,000
林業・木材産業等振興施設整備事業費	2,000
漁港事業費	132,000
京都産業立地促進事業費	1,682,000
京都エコノミックス・ガーデニング支援強化事業費	302,000
けいはんなオープンイノベーションセンター活用推進事業費	23,000
ものづくり技術応援事業費	11,000
けいはんなプラザ設備整備費	9,000
総合見本市会館改修費	5,000
宿泊施設立地促進事業費	47,000
地域密着型社会资本整備事業費	1,855,000
府民公募型整備事業費	1,678,000
地域主導型公共事業費	195,000
道路事業費	6,667,000
国直轄道路事業費負担金	2,435,000

第1号議案 平成30年度京都市一般会計予算

15.

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
国直轄河川事業費負担金	5,116,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
河川事業費	4,849,000			
砂防事業費	1,369,000			
海岸保全事業費	23,000			
国直轄港湾事業費負担金	497,000			
港湾事業費	267,000			
街路事業費	728,000			
都市公園事業費	353,000			
自然公園事業費	79,000			
国直轄公園事業費負担金	18,000			
府営住宅建設事業費	512,000			
警察本部庁舎建設費	1,481,000			
交通安全施設整備費	1,313,000			
警察施設整備費	357,000			
高等学校校舎等整備費	2,043,000			

特別支援学校校舎等整備費	384,000			
医科大学整備費	20,000			
府立大学施設整備費	20,000			
医科大学附属病院等整備費	1,586,000			
府指定・登録文化財保存修理事業費	83,000			
暫定登録文化財等緊急修理保護事業費	59,000			
私立学校教育振興補助金	184,000			
自然災害防止事業費	753,000			
単独災害土木復旧事業費	800,000			
過年発生補助災害土木復旧事業費	381,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000			
国直轄災害復旧事業費負担金	40,000			
京都府水道事業会計出資金	169,000			
退職手当債	5,500,000			
臨時財政対策債	47,300,000			
計	104,712,000			

第1号議案 平成30年度京都府一般会計予算

第18号議案

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人とが支え合う社会 づくり条例制定の件

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人とが支え合う社会づくり条例を次のように定める。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人とが支え合う社会 づくり条例

全ての人が、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合い、信頼関係を築きながら心豊かに暮らす共生社会の実現は、府民の願いである。手話は、聞こえない人が受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する言語である。京都府では、本初の聞こえない子どもたちのための教育機関である「京都盲啞院」を設立し、互いに意思や感情を伝え合うための「ことば」として手話が用いられた。「口話法」の普及により、教育の場で自由に手話が使われなくなっただけから、手話は、聞こえない人の共同体の中で大切に守られ、受け継がれてきた。

また、京都府では、聞こえない人の暮らしの困難さに共感した聞こえる人が、聞こえない人の「ことば」である手話を学ぼうとしたことをきっかけに、全国で初めて手話サークルが設立され、市民活動として全国に広がったところである。

このように、京都府では、聴覚障害者福祉の分野で、全国に先駆けた数々の取組を実現してきた。しかしながら、今なお聞こえに障害のある人が、「ことば」として手話を身に付け、手話を使って意思疎通を行う環境が十分に整っていないとはいえない。また、手話、要約筆記、触手話、筆談等のコミュニケーション手段について社会の理解が不十分であり、聞こえに障害のある

第18号議案 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人とが支え合う社会づくり条例制定の件

67

人が地域社会で暮らす上で困難や不便が生じている。

こうした状況を受け、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、京都府障害のある人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例等の趣旨を踏まえ、手話は言語であり、誰しもが自ら選択したコミュニケーション手段により、情報を受け取り、意思を表現し、意見を表明することが必要であるとの認識の下に、言語としての手話の普及を図るとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聞こえの障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う「聞こえの共生社会」の推進に関する基本理念等を定め、その取組を府、府民、事業者、市町村等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聴覚障害者 聴覚の機能の障害がある者であって、当該障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段 手話、要約筆記（口述を要約して文字で表示することにより聴覚障害者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）、触手話（盲ろう者（視覚の機能の障害がある聴覚障害者であって、その視覚又は聴覚の機能の障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）が意思疎通を図るための手段であって、手話を行っている者の手に触れることにより行うものをいう。以下同じ。）その他の聴覚障害者の意思疎通のための手段をいう。
- (3) 聴覚障害者関係団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 聴覚障害者の社会参加及び自立を促進することを目的とする団体であって、聴覚障害者をその構成員とするもの
 - イ 手話を通じてろう者（手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。）等と交流することを目的とする団体であって、手話について学習する者をその構成員とするもの
 - ウ 要約筆記の活動を通じて難聴者（補聴器の装着等聴覚の機能を補完することにより音声言語を意思疎通のための主たる手段

として使用して日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者（ろう者を除く。）をいう。以下同じ。）、中途失聴者（かつて聴覚の機能の障害がなかったことがある聴覚障害者（ろう者を除く。）をいう。以下同じ。）等と交流することを目的とする団体であって、要約筆記について学習する者をその構成員とするもの

エ その他手話が言語であることについて府民の認識を深めるための活動又は聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用するための支援を行う民間の団体

（基本理念）

第2条 聞こえの共生社会（言語としての手話が普及するとともに、聴覚障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会が確保され、全ての府民が、聴覚の機能の障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う社会をいう。以下同じ。）の推進は、全ての聴覚障害者が、聴覚障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 言語としての手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われなければならないこと。

(2) 全て聴覚障害者は、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

（府の責務）

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のとり、聞こえの共生社会を推進するための施策（以下「聞こえの共生社会推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、聞こえの共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、聴覚障害者関係団体、事業者、学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、市町村等と連携し、及び協

第18号議案 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人が支え合う社会づくり条例制定の件

69

働して取り組むものとする。

(府民の役割)

第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

(聴覚障害者関係団体の役割)

第5条 聴覚障害者関係団体は、基本理念にのっとり、手話が言語であることの重要性及び聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができること、その重要性について、府民、事業者等の理解を深めるため、必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

2. 聴覚障害者関係団体は、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができるための必要な配慮を行うよう努めるものとする。

2. 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてその従業者である聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができる環境の整備に努めるものとする。

3. 事業者は、聞こえの共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

(社会福祉を目的とする事業を営業者の役割)

第7条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、基本理念にのっとり、その提供する福祉サービスについて、当該福祉サービスを利用して聴覚障害者及びその保護者、後見人その他の関係者の意向を十分に尊重し、かつ、当該聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の使用に配慮して、提供するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 聴覚障害者である乳幼児、児童、生徒又は学生（以下この条において「聴覚障害児等」という。）が入所、就園、就学又は在学をしている学校等においては、基本理念にのっとり、当該聴覚障害児等の教育又は保育に関わる教員等に対して当該聴覚障害児等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能を習得するための研修の機会の確保その他の措置を講じるよう努めるとともに、当該学校等における当該障害の特性

に応じたコミュニケーション手段の使用に係る当該聴覚障害児等及びその保護者からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 学校等（学校教育法第1条に規定する幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所を除く。）においては、基本理念のっとり、手話が言語であること及び聴覚障害者がその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を選択することができることの重要性について、その児童、生徒又は学生の理解を深めるため、必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

(障害者計画)

第9条 府は、聞こえの共生社会推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画の策定又は変更に当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 聞こえの共生社会推進施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する施策を実施するために必要な事項

(府民の理解を深めるための措置)

第10条 府は、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する理解が深まるよう、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習の機会の提供等)

第11条 府は、児童福祉法第4条に規定する児童であって聴覚障害者に該当するもの及びその保護者に対し、手話を意思疎通のための手段として使用するために必要な学習の機会の提供及び当該児童の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択に関する相談の対応、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 府は、学校教育法第72条に規定する特別支援学校（聴覚障害者に対して教育を行うものに限る。次項において同じ。）において、基本理念のっとり、当該聴覚障害者が手話を習得し、手話を使用して学習し、かつ、学校生活において手話を共通の意思疎通のための手段として使用することができる

る教育環境の整備を進めるものとする。

3 府は、特別支援学校において前項の整備を推進するため、手話に精通している教員の育成及び確保に努めるとともに、当該特別支援学校の教員に対して手話に関する知識及び技能を習得するための研修の機会の確保その他の措置を講じるものとする。

4 府は、難聴者、中途失聴者その他手話を意思疎通のための手段として使用することを必要とする聴覚障害者に対し、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、手話を意思疎通のための手段として使用するために必要な学習の機会の提供、情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

5 府は、盲ろう者その他聴覚障害者であって聴覚以外の機能の障害のあるものがその障害の特性に応じてコミュニケーション手段を習得することができよう、聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して、必要な支援を行うものとする。

(コミュニケーション手段を使用した府政情報の提供等)

第12条 府は、聴覚障害者が円滑に府政に関する情報を取得することができるよう、コミュニケーション手段を使用して情報を提供するよう努めるものとする。

2 府は、その事務又は事業を行うに当たり、聴覚障害者から現にコミュニケーション手段を必要としている旨の意思の表明（当該聴覚障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該聴覚障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該聴覚障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用して当該事務又は事業の実施に努めるものとする。

3 府は、災害その他非常の事態の場合に聴覚障害者関係団体、市町村等と連携し、及び協働して聴覚障害者に対しその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を使用して必要な情報の提供その他の支援を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

4 府は、その職員に対し、言語としての手話及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する研修の機会を確保するよう努めるとともに、この条例の趣旨及び基本理念の理解を深めるために必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供等)

第13条 府は、事業者及び学校等における聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関する取組を支援するため、聴覚障害者関

係団体、市町村等と連携し、及び協働して、必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、聴覚障害者である観光旅行者その他の滞在者が安心して滞在することができるよう、その障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に必要な施策の実施に努めるものとする。

(人材の確保等)

第14条 府は、ろう者、難聴者及び中途失聴者が地域社会において安心して生活することができるよう、聴覚障害者関係団体及び市町村、大学その他の関係機関との適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下、手話通訳者及び要約筆記者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第2項に規定する手話通訳等を行う者をいう。）の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を実施するものとする。

2 府は、盲ろう者が地域社会において安心して生活することができるよう、聴覚障害者関係団体及び市町村、大学その他の関係機関との適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下、触手話その他の盲ろう者の意思疎通のための手段を使用して盲ろう者を支援する者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を実施するものとする。

(調査研究の推進)

第15条 府は、言語としての手話の普及及び聴覚障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(財政上の措置)

第16条 府は、聞こえの共生社会推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第21号議案

京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件

京都府母校応援ふるさと寄附基金条例を次のように定める。

平成30年2月5日提出

京都府知事 山田 啓二

京都府母校応援ふるさと寄附基金条例

(設置)

第1条 府立学校（京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校に限る。以下同じ。）を卒業した者をはじめとする府立学校を応援する人々から広く寄附金を募り、これを活用することにより、府立学校における教育の振興に資するため、京都府母校応援ふるさと寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第21号議案 京都府母校応援ふるさと寄附基金条例制定の件

95

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第22号議案

京都府旅費条例一部改正の件

京都府旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月5日提出

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

京都府知事 山田 啓二

第 2 4 号 議 案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平 成 3 0 年 2 月 5 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで」を「平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで」に改め、「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）附則第14項から附則第16項まで並びに職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年京都府条例第 2 号）附則第 8 項から附則第10項まで」を削る。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

第25号議案

京都府公告式条例一部改正の件

京都府公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月5日提出

京都府知事 山田 啓二

京都府公告式条例の一部を改正する条例

京都府公告式条例（昭和25年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを次のように改める。

（知事の定める規則の公布）

第3条 知事の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

（知事の定める規程の公表）

第4条 知事の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

（府の機関の定める規則の公布等）

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、府の機関（知事及び教育委員会を除く。以下この条において同じ。）の定める規則について準用する。

この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

2 第2条第2項及び前条第1項の規定は、府の機関の定める規程（当該機関の定める規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。この場合

第25号議案 京都府公告式条例一部改正の件

103

において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(規程の施行期日)

第6条 府の機関（教育委員会を除く。）の定める規程は、当該規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第28号議案

青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例(昭和56年京都府条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第3項中「インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)」を「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「整備法」という。)第18条に規定するインターネット接続機器(同条ただし書の政令で定める場合に該当するものを除く。以下「特定インターネット接続機器」という。)」に改める。

第18条の4を次のように改める。

(携帯電話インターネット接続業務提供者等者の説明義務)

第18条の4 携帯電話インターネット接続業務提供者等(整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供者等をいう。)は、整備法第14条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書又は記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(当該説明を受けるべき青少年又はその保護者から説明書の交付を求められた場合にあつては、説明書に限る。)を交付しなければならない。

第18条の6を第18条の8とし、第18条の5中「端末設備」を「特定インターネット接続機器」に改め、同条を第18条の7とし、第18条の4の次に次の

第28号議案 青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件

109

2条を加える。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出)

第18条の5 保護者は、整備法第15条ただし書の規定による申出をするときは、必要的記載事項（次の各号のいずれかにか該当すること及び申出者の氏名その他規則で定める事項をいう。次項において同じ。）を記載した書面又は記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供者事業者（整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の利用の状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

2 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービス（整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができ、この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供者事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務に係る役務提供契約（整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し若しくは当該電磁的記録又は必要的記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。

3 知事は、前2項の規定に違反して携帯電話インターネット接続役務の提供が行われているときは、当該提供を行っている携帯電話インターネット接続役務提供者事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、第2項前段の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けずに携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提供を求めることができる。

(準用)

第18条の6 前条の規定は、整備法第16条ただし書の規定による申出について準用する。

第27条の2 第1項中「第18条の4第4項及び第18条の5第2項」を「第18条の6において準用する場合を含む。」及び第18条の7第2項に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「新条例」という。）第18条の5第3項（新条例第18条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）、第18条の7第2項及び第27条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行われた新条例第18条の5第3項の規定による携帯電話インターネット接続業務の提供及び新条例第18条の7第1項の規定による特定インターネット接続機器の提供について適用し、同日前に行われたこの条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例（以下「旧条例」という。）第18条の4第4項の規定による携帯電話インターネット接続業務の提供及び旧条例第18条の5第1項の規定による端末設備の提供については、なお従前の例による。

平成30年 月 京都府議会定例会議案 (その2)

平成30年 2月 京都府議会定例会議案(その2) 目次

第48号議案	平成29年度京都府一般会計補正予算(第8号)	1
第49号議案	平成29年度京都府一般会計補正予算(第9号)	7
第50号議案	平成29年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	13

第 4 9 号 議 案

平成29年度京都市一般会計補正予算（第9号）

平成29年度京都市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,736,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ940,134,229千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成30年2月5日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	税	165,785,339	16,672	165,802,011
	1 地方交付税	165,785,339	16,672	165,802,011
9 国庫支出金		80,681,116	3,236,939	83,918,055

第49号議案 平成29年度京都市一般会計補正予算（第9号）

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
14 諸 収 入	2 国庫補助金	30,089,608	3,226,939	33,316,547
	3 委託金	3,218,342	10,000	3,228,342
	7 雑入	114,317,328	1,500	114,318,828
		4,413,791	1,500	4,415,291
15 府 債		112,869,000	1,481,000	114,350,000
	1 府債	112,869,000	1,481,000	114,350,000
歳入	合計	935,398,118	4,736,111	940,134,229

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
2 総 務 費		40,773,008	285,500	41,058,508
	2 企画費	7,399,037	212,500	7,611,537
3 民 生 費	6 防災費	1,010,781	73,000	1,083,781
		160,853,551	180,611	161,034,162
6 農 林 水 産 業 費	1 社会福祉費	129,732,928	179,111	129,912,039
	2 児童福祉費	27,185,658	1,500	27,187,158
		22,502,944	1,994,000	24,496,944
	1 農業費	6,575,557	1,456,000	8,031,557
	3 畜産業費	1,059,437	399,000	1,458,437
	5 林業費	6,979,142	139,000	7,118,142

歳出

7	商	工	費		103,801,109	2,004,000	105,805,109
	1	商	工	業	費	2,004,000	104,753,062
10	教	育	費		167,712,832	272,000	167,984,832
	1	教	育	總	務	費	15,239,456
	5	特	別	支	援	學	校
						費	13,339,220
	歲	出		合	計	4,736,111	940,134,229

第49号議案 平成29年度京都府一般会計補正予算(第9号)

第2表 府債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 ^{千円}	起債の方法 利率 [%]	限度額 ^{千円}	起債の方法 利率 [%]
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	103,000	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は信換えをできる。	226,000	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は信換えをできる。
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	111,000		151,000	
鉄道駅利便性向上整備事業費	50,000		65,000	
鉄道施設耐震強化事業費	—		20,000	
障害者施設整備助成費	57,000		116,000	
けいはんなロボット技術センター事業費	—		20,000	
京都経済センター(仮称)整備事業費	—		982,000	
特別支援学校校舎等整備費	593,000		815,000	
計	112,869,000		114,350,000	

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業	金額
2 総務費	2 企画費	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	123,000 ^{千円}

			鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	40,000
			鉄道駅利便性向上整備事業費	15,000
			鉄道施設耐震強化事業費	20,000
			京都ウィメンズスペース事業費	15,000
		6 防 災 費	原子力災害対策施設等整備事業費	73,000
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費		障害者施設整備助成費	180,000
	2 児 童 福 祉 費		児童養護施設等ICT化推進事業費	2,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費		農業振興費	1,456,000
	3 畜 産 業 費		畜産振興費	399,000
	5 林 業 費		林業振興費	139,000
7 商 工 費	1 商 工 業 費		けいはんなロボット技術センター事業費	40,000
			京都経済センター（仮称）整備事業費	1,964,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費		いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費	10,000
	5 特 別 支 援 学 校 費		特別支援学校校舎等整備費	262,000

第49号議案 平成29年度京都市一般会計補正予算（第9号）

